

様式 1

整理番号 健康－法申－48

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の解散の認可
概要	医療法人が医療法第55条第1項第2号（目的たる業務の成功的の不能）及び第3号（社員総会の決議）の事由により解散する場合は、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、同条第7項の規定により、認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならないととされています。
根拠法令等 及び条項	医療法第55条第6項
審査基準	「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」（昭和25年8月2日厚生省発医第98号）による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人解散認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備考	